

# 筆界特定・境界ADR合同相談会の開設

長野地方法務局と境界問題解決支援センター長野では、土地の境界をめぐる紛争の解決手段について、解決手段の提示並びに当該手段の概要（費用、効果及び処理期間等）及び利用方法について、次のとおり、平成28年2月から合同相談会を開設します。

境界のトラブル、境界問題でお困りの方は、無料で相談に応じますので、ご相談ください。

## 1 相談会場及び相談日時

(1) 長野地方法務局（長野市大字長野旭町1108番地）

**毎月第3木曜日**（相談日が祝日の場合は、翌日金曜日を開催します。）

(2) 長野地方法務局松本支局（松本市沢村二丁目12番46号）

**偶数月第4木曜日**（相談日が祝日の場合は、翌日金曜日を開催します。）

※ いずれの相談会場も、午後2時から午後3時まで、午後3時から午後4時まで、午後4時から午後5時までの各1時間単位とし、予約制となります。

## 2 相談の予約先

長野地方法務局不動産登記部門 地図整備・筆界特定室

電話 026-235-6642

## 3 相談員 法務局職員、土地家屋調査士

## 4 その他

(1) 相談は、**事前に予約が必要**となります。

なお、予約の状況によっては、各会場にて当日に相談受付をしますが、午後3時までの来場者に限らせていただきます。

(2) 相談内容については、**秘密を厳守**します。

## 境界問題でこまったときは

### 法務局・地方法務局



### 筆界特定制度

公図（地図）の筆界（境界）が不明となった場合に、筆界特定登記官が土地家屋調査士等による筆界調査委員の意見に基づき真実の筆界を特定します。本人もしくは代理人が筆界特定申請書を法務局に申請します。

法務局職員が、専門家の意見を聴いて、現地で筆界を特定します。  
（申請者等の意見に拘束されず、真実の筆界を探し出します。）

### 土地家屋調査士会



### 裁判外紛争解決制度（ADR）

土地の境に争いがある場合、裁判所に行くことなく土地家屋調査士と弁護士が双方の話し合い（調停）によって柔軟に解決に導きます。相談もしくは調停の申立書を土地家屋調査士会に申し立てます。

土地家屋調査士が弁護士と一緒に相談・調停に応じます。  
（民間による柔軟な解決のお手伝いをいたします。）

連携

## 長野地方法務局

〒380-0846 長野市大字長野旭町1108番地

電話 026-235-6642 URL <http://houmukyoku.moj.go.jp/nagano/>

## 境界問題解決支援センター長野

〒380-0872 長野市大字南長野妻科399番地2

電話 026-232-5501

URL <http://www.nagano-chosahi.org/adr/>